

音響試験料金表

(1. 床衝撃音レベル低減量試験)

2024年4月1日現在
 一般財団法人 日本建築総合試験所
 Tel. 06-6872-0391 (代)
 06-6834-0603 (直)
 (消費税等(10%)を含む)

試験名	試験体の種類と大きさ	基本料金 (円)	
		1体目	同時依頼2体目より
残響室による試験 (JIS A 1440-1,-2) (ISO 10140-3)	カーペット, 敷物 (置敷き施工によるもの) 1.8×2.7m (または 0.5×0.6m×4 体)	198,000	165,000
	直張り防音フローリング, CFシート 1.8×2.7m (接着施工によるもの)	286,000	209,000
壁式構造実験室による試験 (JIS A 1440-1,-2 附属書)	乾式二重床, 発泡プラスチック系床材 2.7×3.67m	330,000	275,000
床仕上げ構造に対する測定 (住宅品質確保促進法に基づく 特別評価方法認定試験対応)	乾式二重床, 発泡プラスチック系床材, 直張り防音フローリング 2.7×3.67m (加振点 8 箇所の場合) [150 および 200mm 厚スラブ, 2 体で 1 組]	638,000 (1 組目)	572,000 (2 組目)
	同上の試験体で軽量又は重量床衝撃音 (1 衝撃源) のみを測定する場合	451,000 (1 組目)	407,000 (2 組目)
研究開発用支援測定 *	打合せによる	音響施設 1 日当たり 220,000 9 時~17 時 15 分, オペレーター 1 名付き 試験報告書は発行致しません。	

備考	<p>1. 上記試験料金には、*印の項目を除き、試験報告書 1 部の代金を含みます。</p> <p>2. 上記試験料金は、軽量床衝撃音(タッピングマシン)および重量床衝撃音(バングマシン)の測定を含む料金です。どちらか 1 衝撃源のみの場合には、上記金額より 66,000 円を減額致します。(ただし、「床仕上げ構造に対する測定」の場合には、上表中の各料金となります。)</p> <p>3. 上記試験料金には、次の費用は含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ゴムボール衝撃源による測定を追加する場合の費用 (44,000 円) b. 実験室の床版を入れ替える場合の費用 (165,000 円) c. 湿式工法・接着剤施工などの養生による施設占有料 d. 試験体を廃棄処分する場合の費用 <p>4. 試験体の施工・取り付けおよび撤去は、試験依頼者によるものとします。</p>
----	--

音響試験料金表

(2. 遮音試験・吸音率試験・ほか)

2024年4月1日現在
一般財団法人 日本建築総合試験所
Tel. 06-6872-0391 (代)
06-6834-0603 (直)
(消費税等(10%)を含む)

試験名	試験体の種類と大きさ	基本料金(円)		追加料金(円)
		1体(組)	同時依頼2体目より	同一試験体1条件毎に
垂直入射吸音率測定 (JIS A 1405)	多孔質材料、板状材料 φ29, 99mm 各1体で1組	154,000	110,000	55,000
残響室法吸音率測定 (JIS A 1409)	カーペット、椅子 11.7~14.0 m ²	253,000	231,000	121,000
	床組、天井、防音パネル 11.7~14.0 m ²	275,000	242,000	121,000
音響透過損失測定 (JIS A 1416) (ISO 10140-2) (ASTM E 90)	サッシ、ドア、シート 1.98×1.98 m	330,000	286,000	143,000
	壁体、パネル、大型サッシ 1.98×1.98~4.20×2.60m	374,000	330,000	165,000
	換気扇、小型サッシ 1.0×1.0m以下	407,000	308,000	154,000
	界壁 (3条件測定) 4.0×2.5 m	528,000	473,000	—
パワーレベル測定	設備機器、床の発生音など	253,000	220,000	110,000
現場測定	室間音圧レベル差, 床衝撃音レベルなど	別途見積りによる		
研究開発支援測定 *	打合せによる	音響施設1日当たり 220,000 9時~17時15分, オペレーター1名付き 試験報告書は発行致しません。		
備考	1. 上記試験料金には、*印の項目を除き、試験報告書1部の代金を含みます。 2. 上記試験料金には、次の費用は含みません。 a. 音響透過損失測定における開口部埋め戻し費用 b. 所外の測定における宿泊費、交通費および機器運搬費 c. 湿式工法・接着剤施工などの養生による施設占有料 d. 試験体を廃棄処分する場合の費用 3. 試験体の装着、撤去は試験依頼者によるものとします。			